

電子複写不可

返還史料

昭和十九年二月十日

逃亡犯^ニ関^ス若干^ノ参考

防衛研修所 戦史室

球才一六一六部隊 法務部

2600E-15



Looks like
good material
section -- state
desertion etc.

足資料第四號
逃亡犯ニ關スル若干ノ參考

WDC#
154141

昭和十九年二月十日
城第一六二六部隊務部
石葉三五九四部隊 寫

RS 77672
Cincpac-Cincpoa
B-13866
Okinawa 30 Apr 46

昭和33年4月米政府返還旧日本軍記録文書等史料経歴票
防衛庁防衛研究所戦史室

表 題	
整理番号	
作成の部隊 庫・個人名等	
作成年月日	明治 大正 昭和 年 月 日作成 自 至 年 月 日 の間に作成
史 料 の 主 内 容	
備 考 (本史料に關 する参考事項 を記す)	
史 料 の 入 手 経 路	本史料は大東亜戦争中米軍が直接戦場で没収し、又は内地進駐後、陸 海軍諸機関から押収した記録文書の一つであつて、長くワシントン郊 外フランコニア等の記録保管所に保管されていたが、米日務省に対す る日本政府の返還要求に応じ昭和33年3月日本側に引渡され、同年4 月横浜府、同月10日指定保管責任たる防衛研究所戦史室の手に結し たものである。
責 任 者 名 職 氏 名	防衛庁防衛研究所戦史室長 防衛庁事務官 西 浦 進

昭和33年5月調査

逃犯

逃犯の多発シアルハ、地理的等性、鑑別、辨別、他、其、然シテ多発シアルハ、因由ノ存スルトコロアルニ由リ、以下聖法會議、考案ヲ為シ、逃犯豫防ノ方、其方、次ス

逃犯ノ豫防ニ出ツルモノ、極メテ多ク、身体虚弱ヲ苦處シタルモノ、飲酒ニ起

本報の原四、私的、刑裁ニ因ルモ、次チ要注意夫取扱不的確、起因ス、其、原因ノ詳細ハ附表其ノ一、如シ、是レニ由リ、觀シテ、豫防ノ精神要素、因、養、的確ナル飲酒對策、樹立、私的刑裁ノ絶滅ヲ計ルヲ以テ先次トス、尚飯酒ニ起因スル犯罪表、私的刑裁ニ起因スル犯罪表、附表其ノ二、其、三、如シ

逃亡者、役種、官等級、役種別ニ觀シ、現役以テ、補充兵役、29%、豫備役、14%ナリ、官等級別ニ觀シ、一等兵、40%ヲ占メ、上等兵、之、亞、27%ニ等兵、26%ナリ、又、皆、長ニテ、處断セラレタルモノ、一名、區馬、一名アリ、是、由、テ、逃亡犯ハ、初年兵、少ク、却ツテ、各年兵ニ多發シ、現役、圧倒的多數ヲ

ルヲ知ル、初年兵ハ、初年兵ノミナラス、各年兵(現役)ニモ、應々、要成レ、精神教育ヲ添

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

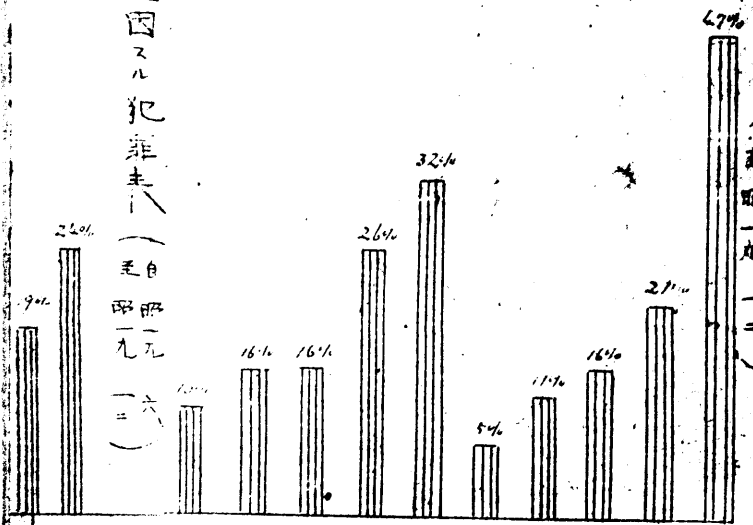
...

...

...

...

附表一 二 飲酒引起之犯罪率



傷 竊 盜
 給養 帳下
 外中 私的
 飲 家庭 身體
 紀律

表二 原因

(一) (二) (三) (四) (五) (六)

海			
海			
海			
海			

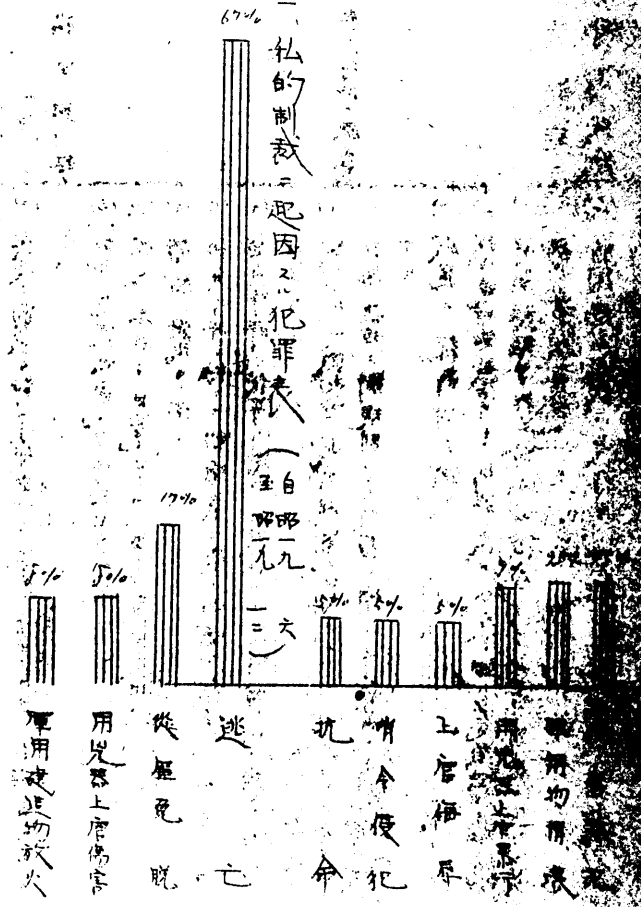
中司 既成

軍人精神之培養

精神訓練

- (1) 精神訓練之重要性
- (2) 精神訓練之實施方法
- (3) 精神訓練之效果
- (4) 精神訓練之障礙
- (5) 精神訓練之未來
- (6) 精神訓練之現狀
- (7) 精神訓練之理論
- (8) 精神訓練之實踐
- (9) 精神訓練之研究
- (10) 精神訓練之發展

附表 三 私的制裁 起因之犯罪表



Handwritten notes at the top of the page, including the title "修身要略" (Essentials of Self-Cultivation) and a date "明治三十二年" (Meiji 32nd Year, 1899).

- (1) 修身要略
- (2) 修身要略
- (3) 修身要略
- (4) 修身要略
- (5) 修身要略
- (6) 修身要略
- (7) 修身要略
- (8) 修身要略
- (9) 修身要略
- (10) 修身要略
- (11) 修身要略
- (12) 修身要略
- (13) 修身要略
- (14) 修身要略
- (15) 修身要略
- (16) 修身要略
- (17) 修身要略
- (18) 修身要略
- (19) 修身要略
- (20) 修身要略
- (21) 修身要略
- (22) 修身要略
- (23) 修身要略
- (24) 修身要略
- (25) 修身要略
- (26) 修身要略
- (27) 修身要略
- (28) 修身要略
- (29) 修身要略
- (30) 修身要略
- (31) 修身要略
- (32) 修身要略
- (33) 修身要略
- (34) 修身要略
- (35) 修身要略
- (36) 修身要略
- (37) 修身要略
- (38) 修身要略
- (39) 修身要略
- (40) 修身要略
- (41) 修身要略
- (42) 修身要略
- (43) 修身要略
- (44) 修身要略
- (45) 修身要略
- (46) 修身要略
- (47) 修身要略
- (48) 修身要略
- (49) 修身要略
- (50) 修身要略

Additional handwritten notes at the bottom of the page, possibly serving as a conclusion or further instructions.

私的制裁 絶滅野策 武部 隊

私的制裁ハ中隊家庭的融和明朗性ヲ破壊スル最大ノ原因ニシテ亦軍紀犯発生ノ基ナリ故ニ其ノ原因 動機 場所 方法 個性等ヲ究メ之意ニシテ指導者ハ適切ナラシメテ此ノ種事故発生防止ニ万全ヲ期スルニ在リ

私的制裁ハ軍隊 家庭的融和明朗性ヲ破壊スル最大ノ原因ニシテ絶対ニ絶滅ヲ要スルハ今更言ヲ要セザル所ナリ 而シテ聯隊ノ初年兵ニ発生スル事故ノ過半數ハ悉ク私的制裁ニ起因スルハ實ニ遺憾ニルトコナリ
元來北陸人ハ粘着強性ヲ有シ一面總シテ陰險ニシテ嫉妬猜疑心強ク行爲者ニ對シ苛酷ノ行爲ヲ爲ス傾アリ亦タニ私的制裁ノ根絶ニ得ザルモノ亦此處ニ由リテアリト思科セラルヲ以テ徒ラニ微音空虛ノ手段ニ依賴スルコトヲ斷乎タル決意ヲ以テ嚴正且絶對的ノ處置ヲ執リ禍根ヲ芟除ニ勉ムルヲ要ス然ラザレバ百年清河ヲ待ツニ等シク絶對ニ絶滅ニ得ザルベキヲ思ハザルベカラズ

犯行原因
一 教育(作業)ノ熱心其ノ度ヲ過ギテ之ヲ犯スモノ
二 教育及經歷ヲ差異ヨリ生ズルモノ
三 能力 在度ノ差異ヨリ生ズルモノ
四 切磋琢磨ノ誤用ヨリ生ズルモノ
五 自己ノ怠慢性ノ過度ヨリ生ズルモノ

姓名	職	備考

着眼
部下、亦子、其、本分、完、セムル為幹部、絶対的、美、八、行、方、来、ラ、テ、
此、種、事、故、絶、対、ヲ、期、ス

中隊長
1. 中隊團結、核心、トシテ、精神、訓練、於、此、的、別、然、ハ、御、心、ニ、逆、キ、奉、ル、不、忍、道、
ナ、ル、ヲ、勉、ス
2. 陣、中、中、隊、中、ヲ、巡、視、シ、特、ニ、内、務、檢、査、ヲ、実、施、ス
3. 信、賞、心、罰、ヲ、徹、ス
4. 幹部、會、報、等、ヲ、行、ヒ、相、互、ノ、見、見、ノ、交、換、ヲ、行、フ

小隊長
1. 小隊内、團結、ノ、強、化、ヲ、計、ル
2. 分、隊、長、相、互、ノ、融、和、ヲ、計、ル
3. 兵、個、性、ヲ、充、テ、皆、承、知、シ、テ、
4. 社、的、制、裁、ヲ、起、リ、易、ク、時、機、(朝、晝、夕、ノ、食、事、前、後、等)其、他、作、業、間、
難、勉、ヲ、勉、メ、シ、テ、
5. 團、體、統、一、性、ヲ、依、リ、共、ニ、シ、テ、
6. 小、隊、ノ、會、食、事、ヲ、行、フ
明朗、獨、達、ノ、氣、風、ノ、醸、成、ニ、勉、ム

班長
1. 此、種、犯、行、防、止、ヲ、タ、シ、下、ノ、戰、向、ニ、基、キ、戰、例、ヲ、詳、ス
2. 中、隊、長、意、圖、從、ニ、團、結、ノ、強、化、ニ、勉、ム
3. 身、上、調、査、ヲ、綿、密、ニ、行、フ、此、際、於、テ、此、種、要、注、意、者、察、出、ニ、勉、ム
4. 戰、友、組、編、成、ヲ、適、切、ナ、ラ、シ、ム
5. 諸、勤、務、割、出、シ、適、切、ヲ、計、ル
6. 中、隊、ヨリ、派、遣、シ、テ、諸、勤、務、兵、ノ、服、務、状、況、ヲ、巡、視、ス
7. 分、隊、長、(下、ニ、官)ニ、對、シ、兵、指、導、上、ノ、參、考、事、項、ヲ、示、ス、ト、夫、ノ、意、見、ノ、交、
換、ヲ、行、フ
8. 週、番、勤、務、者、ヲ、指、導、シ、備、番、兵、ノ、使、用、ノ、適、切、ヲ、計、ラ、シ、ム
9. 兵、ヲ、シ、テ、與、ニ、已、ノ、擁、護、者、タ、ル、ノ、突、発、揮、ニ、勉、ム
10. 兵、ノ、身、上、尺、個、性、ヲ、皆、悉、承、知、ス、
11. 必、ズ、事、故、報、告、ヲ、ス、ル、如、ク、兼、ス
12. 一、品、檢、査、等、諸、檢、査、ヲ、行、フ、此、種、原、因、ヲ、未、然、ニ、防、止、ス、
13. 諸、勤、務、ノ、適、切、ヲ、計、ル
14. 消、燈、ト、夫、ニ、必、ズ、就、寝、セ、シ、ム
15. 個、人、支、給、品、ハ、必、ズ、本、人、保、管、ス、ル、コ、ト
16. 食、事、ハ、必、ズ、會、食、ス、ル、コ、ト
17. 紛、失、物、ハ、必、ズ、捜、索、セ、シ、ム

分下
1. 必、ズ、事、故、報、告、ヲ、ス、ル、如、ク、兼、ス
2. 一、品、檢、査、等、諸、檢、査、ヲ、行、フ、此、種、原、因、ヲ、未、然、ニ、防、止、ス、
3. 諸、勤、務、ノ、適、切、ヲ、計、ル
4. 消、燈、ト、夫、ニ、必、ズ、就、寝、セ、シ、ム
5. 個、人、支、給、品、ハ、必、ズ、本、人、保、管、ス、ル、コ、ト
6. 食、事、ハ、必、ズ、會、食、ス、ル、コ、ト
7. 紛、失、物、ハ、必、ズ、捜、索、セ、シ、ム

... 四年... 努力

友組

戰友組... 戰友同志... 互に肝膽相照...

結

大に物品の紛失... 禮儀道欠陥... 因りて之を絶滅...

言

... 皇軍ノ意義ノ把握... 皇軍ノ意義ノ把握...

私的制裁絶滅對策 球第六八〇一部隊

主眼	具體的(教育)對策
----	-----------

私的制裁ノ意義
 上級者對下級者 古參者對新參者
 於此

直接間接ノ体罰
 精神の制裁
 自由ノ束縛

肉体的的制裁
 水義解...
 行...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

周

精神教育

一 現下國庫私的制裁ノ現況ト之
 二 根據ニ因ル上ヨリ、意圖
 三 私的制裁ノ意義ト其ノ害毒ニ因
 四 皇軍指揮官トシテ、反省
 五 部下神聖職ノ認識
 六 訓育ノ徹底ト私的制裁ト因
 國庫債手ノ弊風撲滅ノ心構

一 天皇統率、尊嚴汚辱
 二 軍隊教育、破壊
 三 軍紀、紊亂
 四 對上官犯、重大原因
 五 逃亡離隊、重大原因
 六 團結ノ破壞
 七 召募ニ惡影響
 八 國民離向

一 勸諭禮儀ノ項ヲ徹底
 二 軍隊内務令ニ依テ兵營生活ノ異
 論ヲ理解
 三 戰陣訓、戰友道ノ強調
 四 國庫債手ノ弊風撲滅ノ信念
 五 着服時矣

到

内務

一 幹部ノ率先垂範(言語態度)
 二 「可畏」トシテ、教へて「三」トシ、
 三 ニ「叱」ツテ、良ヲ人トセシム
 四 近衛ノ個性ノ識得、個性教育、
 徹底
 五 幹部團體強化
 六 私的制裁發生ノ時期、考慮、勸
 懲、原因等教育者監視、向上
 七 犯罰懲罰對象ノ參照(軍法務
 部作製)、教育
 八 諸物品ノ公平ナル支給、破損紛失
 等ニ對スル適正ナル處置
 九 事故報告者ニ對スル訓育
 十 失犯モ過誤ニ對シ、所謂「ニ
 ラマルタル」感ヲ抱ケシムナル事
 十一 准士官、下士官ニ對スル指導
 十二 中隊長、小隊長ノ職務、檢閲
 十三 兵個人、物品ヲ曝露シ、恥辱

一 軍隊ニ於テ私的制裁ノ実効教
 育
 二 私的制裁ノ原因又ハ勸懲
 三 上層ノ指示命令ノ不明瞭下の
 確ニ起因ス上下ノ誤解ヲ注
 四 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 五 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 六 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 七 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 八 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 九 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十一 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十二 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十三 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十四 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十五 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十六 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十七 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十八 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 十九 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル
 二十 古年次兵ニ對シ、禮儀ヲ失ヒル

育 教 育

1. 幼穉教育の意義
 2. 幼穉教育の目的
 3. 幼穉教育の施設
 4. 幼穉教育の課程
 5. 幼穉教育の指導
 6. 幼穉教育の観察
 7. 幼穉教育の記録
 8. 幼穉教育の報告
 9. 幼穉教育の研究
 10. 幼穉教育の発展

<p>教育</p>	<p>幼稚教育</p>	
<p>幼稚教育の意義</p>	<p> 一 幼穉教育の指導 二 幼穉教育の注意 三 幼穉教育の施設 四 幼穉教育の課程 五 幼穉教育の指導 六 幼穉教育の観察 七 幼穉教育の記録 八 幼穉教育の報告 九 幼穉教育の研究 十 幼穉教育の発展 </p>	
<p>幼稚教育の施設</p>	<p> 一 幼穉教育の指導 二 幼穉教育の注意 三 幼穉教育の施設 四 幼穉教育の課程 五 幼穉教育の指導 六 幼穉教育の観察 七 幼穉教育の記録 八 幼穉教育の報告 九 幼穉教育の研究 十 幼穉教育の発展 </p>	<p> 一 幼穉教育の指導 二 幼穉教育の注意 三 幼穉教育の施設 四 幼穉教育の課程 五 幼穉教育の指導 六 幼穉教育の観察 七 幼穉教育の記録 八 幼穉教育の報告 九 幼穉教育の研究 十 幼穉教育の発展 </p>

2600 519210
 逃亡犯に関する若干の考察
 (41066-00F) 年月日

数量	摘要
発行年	
頁数	
大色	

著者名 球牙1616部隊送物部
 発行所
 借出者 氏名 年月日 借出者印 年月日 受領者印

沖繩 49
 昭和19.2.10 球牙161
 逃亡犯に関する若干の
 月 日 記
 貸出中
 著者及書名
 池 野

沖繩
49



